



## 特区の最近の動きについて

令和 8 年 4 月 23 日  
特 区 担 当

▶令和7年度において下記事業の活用に係る、関西圏（京都府、大阪府及び兵庫県）国家戦略特別区域の区域計画の変更について、内閣総理大臣の認定を受けた。

### ■京都府下認定事業

○令和7年9月16日認定事業（特例措置の新規活用）	区域
<p>◆国家戦略特区支援利子補給金の支給事業（実施主体:京都府） 指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の特例</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区域計画で認定された事業者が、国指定の金融機関から特定事業に必要な資金を借り入れる際に、最大0.7%の利子補給を受けられる制度。</li> <li>・利子補給の対象は、区域計画に位置付けられた特定事業を実施するための融資。</li> <li>・補給期間は、指定金融機関が事業者に最初に貸し付けた日から5年間。</li> </ul> <p>（事業概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体：Noster 株式会社及び日東薬品工業株式会社</li> <li>・実施地域：けいはんな学研都市（京都府木津川市）</li> <li>・事業内容：① 新たな研究開発拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 腸内細菌と健康や疾患の関係を解明し未来のバイオ創薬を目指す</li> </ul> ② 世界初の健康成分の事業化拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 植物油由来の健康成分「HYA」（腸内細菌が作り出す有用な成分）の安定的な大規模商業生産（成分の大量生産及び輸出等）を目指す</li> </ul> </li> </ul>	京都府

### ■大阪府下認定事業

○令和7年11月28日認定事業（特例措置の変更認定）	区域		
<p>◆ 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（区域計画の変更）</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特区民泊については、大阪市での施設の大幅な増加に伴い、周辺地域の住民とのトラブルや苦情が増加するなど、様々な課題が生じた。</li> <li>・こうした住民の生活環境への悪影響の拡大が懸念されることから、特区民泊における課題に対する対応について検討し、以下のとおり事業の見直しを行った。</li> </ul> <p>■大阪府 （計画変更前）府内33市町村で実施 （計画変更後）以下のとおり</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">事業を終了する市町村</td> <td>別表の29市町村の全域及び1市の一部地域で事業を終了</td> </tr> </table>	事業を終了する市町村	別表の29市町村の全域及び1市の一部地域で事業を終了	大阪府・ 大阪市
事業を終了する市町村	別表の29市町村の全域及び1市の一部地域で事業を終了		

事業を終了する日	令和8年5月29日（金曜日）（令和8年5月30日（土曜日）以降、申請不可）	
【別表】		
市町村	岸和田市、池田市、泉大津市、守口市、茨木市、富田林市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町及び千早赤阪村	河内長野市
市町村のうちで特区民泊を終了する地域	全ての地域	第一種住居地域
※八尾市及び寝屋川市については、令和7年11月28日に事業終了		
■大阪市		
（計画変更前）大阪市内の第一種住居地域（3,000㎡以下）、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域で実施		
（計画変更後）令和8年5月29日に事業終了		
【備考】		
・事業終了の際、現に特区民泊認定を受けている者		
⇒居室の追加又は床面積の増加に関する変更認定を除き、従来どおり営業可能。		
・事業終了の日以前に申請し、事業終了の際に、申請に対する処分のないもの		
⇒認定を受けた場合、事業終了の際、現に特区民泊認定を受けている者として扱う。		